

十監第40号
令和7年8月20日

十日町市長 関口芳史様

十日町市監査委員 水落雅史
十日町市監査委員 根津年夫

令和6年度十日町市普通会計健全化判断比率及び
十日町市公営企業会計資金不足比率の審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された、令和6年度十日町市
普通会計健全化判断比率及び十日町市公営企業会計資金不足比率の審査をした
ので意見書を提出いたします。

令和6年度十日町市普通会計健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月8日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：%）

区分	健全化判断比率			早期健全化基準
	令和6年度	令和5年度	増減	
① 実質赤字比率	—	—	—	12.50
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.50
③ 実質公債費比率	14.0	13.7	0.3	25.0
④ 将来負担比率	73.6	92.7	△19.1	350.0

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は14.0%で、前年度と比べて0.3ポイント増加した。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は73.6%で、前年度と比べて19.1ポイント減少した。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。

令和6年度十日町市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月8日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：%）

会計名	令和6年度	資金不足比率			経営健全化基準
		令和5年度	増減		
地方公営企業法 適用事業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	簡易水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0
地方公営企業法 非適用事業	松之山温泉配湯事業 特別会計	—	—	—	20.0

※資金不足がない場合は「—」で表示される。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足は生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。